会 議 録

1 会議名

第3回阿賀野市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会

2 開催日時

令和2年12月23日(水) 午前10時30分から午前12時まで

3 開催場所

阿賀野市役所 第1多目的ホール

- 4 出席者の氏名(敬称略) ※傍聴者を除く
 - ·委員:藤森勝也、植木政行、上島秀樹、町田一夫、相川久美子、大湊薫、 渋谷信和
 - ・事務局: 高齢福祉課 宮尾課長、山嵜課長補佐、地域包括支援センター 山崎セン ター長、介護保険係 吉川係長
- 5 議題(公開・非公開の別)
 - (1) 高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画 (素案) について (公開)
 - (2) 第8期介護保険料の試算結果(介護報酬等改定前)について(非公開)
- 6 非公開の理由

阿賀野市審議会等の会議に関する要綱第3条第3号による (未確定な試算段階のため、公開することにより支障が生じる恐れがあるため)

- 7 傍聴者の数 0人
- 8 発言の内容
 - 1) 開会 事務局開会 -
 - 2) 委員長あいさつ 挨拶 -
 - 3)議題
 - ○委員長 : それでは、議題に入りたいと思います。

第 8 期の介護保険事業計画の素案について、先ほどもお話しましたが、 高齢者を取り巻く状況の変化に対応できるように、これまでの第 7 期計画 を見直して、様々な課題に対応していくために関係者が協働して取り組む 内容をまとめたものでございますので、この内容のご検討・ご審議をお願 いしたいと思っております。

- (1) 高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画(素案)について、事務局の方から説明をお願いします。
- (1) 高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画(素案)について
- ○事務局 : それでは本日の議題1につきまして、ご説明申し上げます。

この第8期介護保険事業計画(素案)は、第7期計画の見直しや阿賀野市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査並びに在宅介護実態調査を基に、新潟圏域の関係市町や県との調整、市役所内の関係課との協議等を行いまして、策定にあたってまいりました。

本日の委員会でのご意見を踏まえたうえで、パブリックコメントなどを 通じて幅広く市民の要望・意見を取り入れてまいりたいと考えております。 それでは、計画の素案につきまして、補佐からご説明いたします。 よろしくお願いいたします。

○事務局 : それでは、資料1「阿賀野市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」 の素案ついて、説明させていただきます。

まず、計画の構成についてですが、計画の構成については、第7期計画とほぼ同じ形となっております。

1ページから3ページまでの第1章には、計画策定の趣旨や位置づけ、計画期間、策定体制をお示ししております。計画の趣旨では、認知症や介護人材、地域共生社会など、基本指針の項目を盛り込んだ文面となっております。

続いて 4 ページをご覧ください。第 2 章では、データを用いまして、阿 賀野市の「高齢者を取り巻く現状」として、高齢者数や高齢者世帯数、認 定者数等の現状の数値をグラフとともにお示ししています。

8ページからは、昨年度、今年度と実施しました日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、介護サービス事業所調査の結果の一部を掲載しております。18ページからは「日常圏域別の地域分析」ということで、中学校区ごとに設けました日常圏域それぞれの人口や認定者数を掲載し、20ページにはアンケート結果に基づく「リクス該当者の状況」をお示ししています。

また、第7期計画には記載がなかったのですが、21ページからは「介護保険サービスの現状」ということで、7期計画中の各サービスの計画値と実績値の比較を掲載しております。

21~25ページまでは、要介護 1 以上の方の利用実績、26~28ページ上段までは、介護予防サービスということで、要介護 1 未満の方、要支援 1·2の方の利用実績を掲載しています。

計画値に対する実績値の割合は、100%前後のものがほとんどですが、特に計画値を大きく上回っているものとしましては、21ページの④訪問リハビリテーションと 26ページの②介護予防訪問リハビリテーションとなっております。

続いて28ページをご覧ください。

(2) としまして、「第7期計画期間の総給付及び第1号被保険者一人あたりの給付費」をお示ししてございます。先ほど見ていただきました個々のサービスにつきましては、計画値に対する割合の高い低いがございましたが、全体ではほぼ計画どおりで推移していることがお読み取りいただけます。

29 ページから 32 ページには、「保健・福祉事業の現況」としまして、令和元年度の事業実績等をお示ししてございます。こちらは、資料をご覧いただければと思います。

また、33、34ページには、「地域ケア会議からみた高齢者の課題」ということで、ふたつの地域課題を記載してございます。

地域課題 1 は「市民が介護予防に対する知識を得る機会が少ない」となっており、34 ページの地域課題 2 は、7 期から継続の「受診・買い物などのための移動に手助けや支援が必要」となっております。

この第 2 章でお示ししました高齢者の現状、調査結果、地域ケア会議からみた課題、また計画策定にあたり行った第 7 期計画の事業評価等を整理し、35 ページに「第 8 期計画における課題の整理」として6 つの課題を掲載しました。

課題1は、「高齢化率の上昇と高齢者人口の増加」です。高齢者が増加するなか、高齢になっても介護や支援を必要としない人の割合を増やす取組が必要であるというもの。

課題2は「地域での助け合いや見守りの強化」。

課題 3 は地域ケア会議の地域課題としてあがっていた「外出のための移動手段の確保」。

課題4は「生活支援ボランティアの確保」。課題5は「認知症高齢者とその家族に対する支援体制の構築」。そして、課題6としまして、第8期計画の基本指針でもあげられておりました「災害対策」と「感染症対策」の強化です。

以上の6つを第8期計画における阿賀野市の課題として掲載いたしまし

た。

37 ページからの第3章では、計画の基本方針と第2章であげた課題の解決に向けた6つの基本施策をあげており、39 ページに施策の体系図をお示ししております。

前回の策定委員会で、委員のみなさまから 8 期計画の基本理念についてご意見をいただきました。7 期計画と少しでも変えられれば、というようなお話もあったのですが、7 期計画で示しております「住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を送っています」という基本理念、「あるべき姿」については、上位計画である「阿賀野市総合計画」の「高齢者福祉の充実」という施策で示す「あるべき姿」からとったものとなっておりまして、総合計画がこれから後期計画に入っていくなかで、第 8 期介護保険事業計画につきましても、同じ目標を掲げて進んでいくべき、との考えから、7 期と同様に、第 8 期計画におきましても、総合計画の「あるべき姿」、「住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を送っています」を基本理念としまして、事業を行ってまいりたいと考えております。

6つの基本施策については、基本的には第7期計画と同じ施策名となっておりますが、施策の強化を図るため、各施策についている事業の組み替えを行いましたので、39ページの施策の体系図をご覧いただきながら、ご説明いたします。

まず、基本施策の I ですが、7 期ではこちらに「一般介護予防事業」がありました。この事業が 8 期計画では基本施策V に移動しまして、事業名が変わり、基本施策Vの 1 「介護予防・日常生活支援総合事業」となりました。

また、基本施策Ⅲに「総合事業」があったのですが、こちらも先ほどの 基本施策 V の 1「介護予防・日常生活支援総合事業」に統合されました。

基本施策IVでは、こちらにあった「生活環境整備」が基本施策Vに移動し、基本施策Vの 6「生活環境整備・高齢者の居住安定に係る施策との連携」となりました。また、新たに基本指針に盛り込まれた「感染症対策」を 6 として追加しました。

基本施策 Vでは、先ほど移動と申し上げたもの以外ですと、事業名の変更がひとつございます。7期計画で「生活支援・介護予防サービスの体制整備」となっていたものが、8期計画では Vの4の「生活支援の体制整備」となりました。

また、基本施策VI (6) では、こちらも基本指針の記載項目となっている介護人材についての項目を、5 の「介護人材の確保」として追加記載しております。

続きまして、40ページをご覧ください。

第4章では、「保健福祉事業の展開」として、第3章の施策体系で示されたそれぞれの施策や事業について、内容や実績、目標値などをお示ししております。

基本施策 I では、「健康寿命の延伸に向けた健康づくり」とし、保健事業を推進する諸計画に基づきまして、高齢者の健康づくりを推進する事業を掲載いたしました。

続いて、46ページです。

基本施策Ⅱでは、「だれもが社会参加したくなる地域づくり」とし、生涯 学習やボランティア活動、老人クラブなど、高齢者が積極的に社会参加や健 康づくりなどを行うことができる機会が提供されるように、取り組む事業を 掲載いたしました。

次に、50ページをご覧ください。

基本施策Ⅲは、「地域ニーズに対応した高齢者福祉サービス体制」としまして、一人暮らしの高齢者などが安心して地域で暮らし続けられるように、福祉事業の充実を図っていくために、引き続き取り組む事業を掲載しました。52ページの「(4) 高齢者訪問理美容サービス」は、平成29年度の年度途中から開始された事業となっており、第8期計画から追加記載しております。続いて、55ページをご覧ください。

基本施策IVは、「安全かつ安心して暮らせる地域づくり」として、高齢者の生活を見守り、支援してくための事業と、生活の基盤となる安全を確保するための事業を掲載しました。

63ページ上段の「(4) 介護事業所等への防災啓発」と同じページの最下段、「6 感染症対策」については、国の基本指針で記載項目となっており、第8期計画から追加記載いたしました。

続いて、64ページをご覧ください。

基本施策Vの「阿賀野型地域包括ケアシステムの深化・推進」は、計画策定の趣旨の一つにもなっている項目になります。施策体系のところでもご説明したとおり、今回、地域包括支援センターからの要望により、基本施策Vとして掲載される事業が多くなりました。基本指針の重点記載項目である「地域共生社会の実現」や「自立支援」、「介護予防」、「在宅医療・介護の連携」、「認知症施策の推進」などに関連する内容が記載され、より計画の中心となる基本施策となっております。

次に、86ページをご覧ください。

基本施策VIは、「持続可能な介護保険事業の運営」とし、団塊世代が75歳以上となる2025年や団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据えつつ、制度の持続可能性を確保するために、関係機関との連携により適切

なサービス提供に努め、給付適正化事業の推進により介護保険特別会計の健 全化を目指す取り組みを掲載しました。

89 ページ下段の「(3) 事業所のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化」に追加する取組としまして、90 ページ上段の「2. 介護給付通知」を新たに掲載しました。

また、基本指針の記載項目である介護人材については、91ページの「5 介護人材の確保」として掲載しました。

続いて 92 ページからの第 5 章「介護保険サービスの見込みと介護保険料推計」です。

こちらについては議題 2 で詳しく説明させていただきますが、ここでは、96 ページをご覧いただきたいと思います。「(1) 介護保険サービス基盤の整備」ということで、98 ページまで施設整備などについてお示ししてございます。資料にもあるとおり、現在の施設の設置状況や利用状況などを勘案しまして、第8期計画中は、新たな施設整備等は行わない予定となっております。

また、99ページからは、サービス見込量の試算値を掲載しておりますが、 資料にも注意書きがあるとおり、介護報酬の改定や推計に使用する利用実績 の更新などにより変更となる可能性がありますので、あくまで、現時点での 確定していない試算値、としてご覧いただきたいと思います。

107ページ以降の介護保険料の推計につきましても同様となりますので、「試算中」と表示いたしました。保険料の推計につきましては、議題2のところで、詳しく説明させていただきます。

続きまして、110ページをご覧ください。第6章「計画の推進・評価」です。

第7期計画同様、計画策定後も計画の進行管理と評価、点検が重要となりますので、それぞれの項目についてと、各主体の役割について記載しております。

図でお示ししているようなPDCAサイクルをしっかり回すことによって、次の第9期計画につなげていく、といった形になります。

113ページ以降の資料編につきましては、策定委員会条例と委員のみなさまの名簿、策定経過、パブリックコメントの予定を掲載しております。

以上で素案についての説明を終わりますが、みなさまに資料をお送りした後も、入力誤りなどの軽微な修正がいくつか見つかりました。本来であれば、ひとつずつお示してご確認いただけばよいのですが、時間も限られておりますので、文章の意味が変わらないような、軽微な修正につきまし

ては、事務局への一任をお願いできればと思います。以上です。

○委員長 : ありがとうございました。

事務局の説明が終わりましたけれども、委員のみなさんで何か、ご質問、 ご意見当あれば、頂戴したいと思います。

○G委員 :民生委員の立場としまして、9月ごろに高齢者世帯等雪降ろし費用扶助事業の申込がありますよね。広報に載せて、広報を見た該当者から連絡がくるまで民生委員はそのままでもいいですよ、と言われたのですが、みなさん、ひとりひとり全部広報を最初から最後まで見る人はそんなにいないと思うんですよ。

また、高齢者にしてみれば、字が小さくて見えにくいということもありますので、一応、私の担当のところは、今までは、高齢者の名簿をもらうと、必ず一軒一軒、このような市の補助が出るので雪降ろしどうですか、という案内をしていたのですが、今回はそういったことはしなくてもいいような感じで言われまして、回りませんでした。ところが、該当者からは一軒も連絡はきません。全部が全部わかっていて申請しないのであればいいのですが、補助事業を知らない方もいるのだと思います。今年はもう仕方がないですが、来年からは、「民生委員さん、ご面倒でも該当者のところに声をかけていただけますか。」というふうにした方がいいのではないかと思います。私が回ったところも、「そういうのがあるんですか」と言われて、申請した高齢者もいます。60代くらいの高齢者ならいいのですが、どうしても年老いてくると、だんだんそういったことができなくなるので。

私、笹神地区の会長をやっていますが、それではちょっとうまくないのではないかと思って市の方に聞いたら「そのままでいいです」と言われましたので、市の方も仕事がいっぱいあって大変かもしれませんが、制度があるのに高齢者が何も知らないでいるのも可哀想かなと思って。私たち、高齢者や子どもたちのことを思って、民生委員をやっていますので、市の方でどのような感じになっているのかわかりませんが、そういう点も考えていただければと思います。

○委員長 : G委員さん、ありがとうございました。

今のは雪降ろし事業についてですが、特に関係する事項はありますか。

○事務局 : 52 ページに事業の内容が載っております。こちらの事業は事務の仕組み が若干複雑になっておりまして、必ず民生委員さんを通してお申し込みを いただく、また、請求の時も業者の方が民生委員さんから確認のご印鑑を いただいてから請求していただくという形で、民生委員さんには大変ご面 倒をおかけしている事業になっているのですが、今のようにおっしゃって いただくと、こちらとしましても非常にありがたいので、担当の方にも伝 えてまいりたいと思います。

○委員長 : 基本施策Ⅲの主要事業の「1 生活支援事業」の(2) というところですね。

○事務局 :はい、そうです。

○委員長 : 周知の方法が広報紙だけでお話しているということでしょうか。

○事務局 : 例年ですと、自治会長会議などでもご紹介をさせていただいているのですが、今年は自治会長会議もコロナの関係で中止ということになりました。本来は、そういう時こそ、広報、アナウンスしていかなければならないのかなと必要性を感じております。ご意見を頂戴いたしましたので、来年以降、また、アナウンスに努めてまいりたいと思います。またひとつ、よろしくお願いいたします。

○委員長 : ありがとうございます。他にございますか。

○A委員 :確認させていただければと思ったのですが、前回の第 7 期計画と比べてまして、今回の計画で、大きな変更点とか、あるいは、新たに取り組む項目、重点項目など、そういったことなんですけれども、先ほどの説明では、感染症対策と介護人材の確保を新たに項目として設けられたということなのですが、その 2 点が今回の新たな項目ということでよろしいでしょうか。

○事務局: 63 ページのいちばん上になるのですが、防災対策ということで、介護事業所等への防災啓発、こちらの方を追加いたしました。

○A委員 : ありがとうございます。あと、もう1点なのですが、34ページと35ページのところで、地域課題ということで、移動手段が地域課題2 として取り上げられているのですが、高齢者の方もそうなのですが、障がい者の福祉の方でも、移動手段についてと課題があるようでして、交通法の規制とか、あとは既存のタクシー業者さんの関係とか、いろいろ問題はあると思うの

ですが、具体的にこの課題について新たに何か取り組むことがあれば、教えていただければと思ったのですが。

○事務局 : 今やっている部分では、市内の旧町村単位の 4 地区で拠点の居場所というものを運営しておりますが、そちらの方の送迎を、運営しているボランティアの方から善意でやっていただいております。それについても、車の保険の問題とか、様々な問題があるわけですが、来年以降は、統一した見解で 4 地区とも取り組んでいただけるように進められれば、と事務局内では検討しているところでございます。

また、いわゆる買い物支援、あるいは通院の支援等もございますけれども、 居場所に来られた方が帰りに買い物に寄って行くとか、そういったことも実 施しております。

あとは、自治会でも、そういう見守り的な部分をやっている地区もございますので、それぞれルールづけといいますか、何かしら形を作り上げて、普及していけたらいいのかなと考えております。

○委員長 : ありがとうございました。他にございますでしょうか。

○副委員長:今回、8期の計画についてですが、7期から少し変わっているということですが、大体が一緒の内容というところもでてくると思います。内容からすると、非常によく書いてあるというか、計画内容としてはよいのではないかと思うのですが、これをいかに続けていくかというか、次の事業に続けていくというところが、情報提供とか、そういうところをきっちりしないと、また来年度も同じような計画でいてしまうような、そういうふうな流れになってくるのではないかなというところが心配ではありますけれども。

今回、うちの施設からしてみて、介護事業においてですね、介護人材の定着というところと、感染というところで、変更していただいたのは非常にありがたいなというところがあります。また、その感染の方も、今、あがの市民病院の方で、院長を始め、非常に情報をいただいて、施設としてはありがたく、助言もいただいておりますので、助かっているというところが現状であります。

ただ、またその情報というのが、県からきたり市からきたり、情報が錯綜しているところがありまして、そういうところも、ちょっと見ていかなければならないのかなと思っておりました。

内容としては、非常によい案ではありますけれども、これをどのように繋

げていくかということが、重要かなと思っております。

○委員長 : ありがとうございました。D委員、どうでしょうか。

○D委員 : 案は非常にいいと思いますので、特にありません。

○委員長 : よろしいですか。E委員、いかがですか。

○E委員 :介護人材の確保というところで、訪問介護の事業所なのですけれども、 訪問介護のヘルパーになるには、ヘルパー2級以上の資格が必要で、施設だと資格なしでお仕事できますよね。そういった点で阿賀野市というのは、 ヘルパーの 2級の講習をやっていなかった地域だと思うのですが、それで 尚更、阿賀野市の中で、ヘルパー資格を持っている方が非常に少ない。ハローワークとか申し込んでも、なかなか人材が集まらず、秋葉区や五泉市 から来ていただいてるような状況なのですが、そういった意味で非常に不足しておりまして、その点、市では何か考えていただいていないでしょうか。

○事務局 : そういった声を今頂戴いたしましたので、また検討してまいりたいと思います。

確かに言われるように、どこの事業所さんでも本当に人材不足ということで、お聞きしておりますので、当然、阿賀野市だけでなく全国的な部分もございますので、その点、他市の例も見ながら、良い例は進んで取り入れていきたいと思いますし、また、みなさまからこうした声を頂戴するのも大事なことでございますので、また、機会を通じてお話いただければと思います。

この人材不足につきましては、議会でも言われておりますし、社会的な問題ですので、今後検討してまいりたいと思いますので、その節はまたご相談させていただくこともあろうかと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長: E委員がおっしゃるとおり、91 ページの記載について、今のようなご指摘もありますが、もう少し踏み込んだ記載をすることは可能ですか。

確かに新潟県全体の問題でもあろうかと思いますが、若手の方々が県外 に流出するのが全国的にも上位県というふうになっておりまして、今後、 看護あるいは介護の人材を非常に確保しにくい状況になってきております。 人口減少も影響しているのだと思いますが、そういった中で、人材確保ということを書いていただいたのは非常によいことだと思いますが、さらに踏み込んだ書き方ができれば。

○事務局 : 現時点で、市の制度設計ができていればもう少し具体的に列挙できるのかもしれませんが、現時点ではまだ検討の段階でございますので、これ以上踏み込めないのが現状ではないかと思いますので、ご了解願いたいと思います。

○委員長 :よろしいですか。

○E委員 : はい。

○委員長 : F委員、いかがですか。

○F委員 : 基本施策のVIのところに掲げられているのですが、介護給付適正化事業というところで、「研修会等の実施」とあるのですが、私の方が今、居宅介護支援事業所の方で勤務させていただいているのですが、今までは県の方から制度改正のたびに説明会等があったのですが、申請等を行ったりする場合、今度は、市の方から説明会等を制度の改正のたび行っていただくような形がお願いできるようになるとありがたいかなというところで、市内の他の事業所の方からも制度の改正のたびにそういった声が上がっているので、研修会に限らず、制度の変更等がある場合は周知をできるような機会を設けていただけると大変よいかなと思っています。

あと、同じ施策の中なのですが、「介護給付通知」というところなのですが、具体的にどういった形で通知の方がいくようになっているのか、もしわかれば教えていただきたいと思います。

○事務局 : それでは、まず最初の制度改正等の際の研修会ということですが、前回の制度改正の時にちょうど居宅介護支援の県からの事務委譲があったところで、正直申しまして、こちらの方も勉強不足もありまして、みなさんを集めて周知というところまで私どもの体制が整わない部分もあったのですが、このたび、また3年に1回の大きな改正がある時には、県からの動向も見ながら、こちらでも研修会等は用意したいなというところは考えております。

あともう一点の給付費の通知なのですが、こちらの方は、国や県からの

給付適正化事業の中の大事な柱のひとつになっておりまして、どこの自治体もやるように毎年言われていたのですが、阿賀野市の方はこれまで実施しておりませんでした。第8期計画から始めるつもりなのですが、一応、今のところ予定しているのは、「年に2回、給付費通知を給付を受けている方全員に」、と考えているのですが、細かく言えば、施設に入所されている方に給付費の通知を送ってもあまり意味がないかなというところもあるので、これから細かく詰めていく予定です。今考えているのは、給付を受けている方全員に年に2回、「あなたはこれくらいかかっていて、1割負担これくらいしていますよ」という通知を差し上げるようなことになります。以上です。

○F委員: その通知を、今、いろいろな制度で申請をさせていただいていて、その時に領収書を添付する制度もあるのですが、その通知書が領収書の代わりになるようなことはないでしょうか。

○事務局 : そこまではないですね。

○委員長 :他にございますでしょうか。

第7期から継続してやっていくもの、そして、国の通知もありまして、 新たに加えたものということで、委員のみなさんからいただいた意見を反 映しながら、こちらの方を、また考えていただければと思います。

そして、またパブリックコメントを実施することになるわけですよね。 それでは、こちらの方はこれで審議を終了させていただければと思いま す。

みなさま方からいただいた意見を参考にして、12月28日からのパブリックコメントの募集期間に入るんですよね。

これは委員のみなさまに通知することのなるのでしょうか。

○事務局 : パブリックコメントの通知を、ということでしょうか。

○委員長 : 今いただいた、それぞれの委員の方からの意見ですが、ここに書かれた 内容に加えて、より方法を充実するとか、書かれている内容をしっかり実 行してもらいたい、といったことでありました。文言自体を修正するとこ ろまでではないと理解いたしますので、この案を出してパブリックコメン トをいただくという形になるということですか。

委員のみなさん、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○事務局 : 冒頭の説明の際に補佐から話をさせていただきましたが、一部意味の変わらない程度に字句の文言がおかしかったり、言い回しがおかしかったりという部分については、事務局一任で申し訳ございませんけれども、修正させていただきたいと思います。

○委員長 : そのようなことでございます。 こちらの方は委員のみなさんにお配りされることになりますか。

○事務局 :2月に次回の策定委員会を予定しておりますので、その際に資料としてお 配りしたいと思います。

○委員長: わかりました。 では、12月28日にパブリックコメントを出すということですか。

○事務局 : はい。

○委員長 : ホームページ上に掲載されるということですね。

では、委員のみなさまにおかれましては、そちらの方を併せてご確認いただければと思います。

それでは、こちらにつきましては、事務局から説明のあった内容で異議なしということで、次に進めさせていただきます。

○事務局 : 議題 2 は非公開となってございますけれども、傍聴者がおられませんので、引き続き、議題 2 の審議をお願いしたいと思います。

○委員長 : それでは、議題 2 の第 8 期介護保険料の試算結果(介護報酬等改定前) について、日経マシナリーからご説明をお願いしたいと思います。

【非公開案件】

(2) 第8期介護保険料の試算結果(介護報酬等改定前)について

4) その他

○委員長: それでは、その他ということで、委員のみなさんから何かございますか。

まず、事務局で何かございますか。

- ○事務局 : それでは、お知らせでございます。次回の策定委員会の予定でございますが、説明にもありましたとおり、12月28日から1月26日までのパブリックコメントの期間がございます。それが終了しましたら、提出されましたご意見等について当市の考えを検討し、公表いたします。公表後に最終的な第8期介護保険事業計画(案)の報告を議題とした策定委員会を予定してございます。時期は2月の中旬くらいを予定してございますけれども、また、委員長・副委員長の日程を中心に調整させていただきたいと考えております。日程が決まり次第、委員のみなさまにはご連絡差し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- ○委員長 : ありがとうございました。

その他、委員のみなさまから、せっかくの機会ですから、何かありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、第3回高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会をこれで 閉会させていただきたいと思います。ご協力ありがとうございました。

- 5) 閉会 終了時間 午前 12 時
- 9 問い合わせ先

高齢福祉課介護保険係 TEL: 0250-62-2510 (内線 2120)

E-mail: kaigo@city.agano.niigata.jp